

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和6年6月11日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和7年11月5日付けで山形県知事から通知があった。

令和7年11月18日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信 乃

所 管 課 (関係課)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
農業総合研究センター (園芸農業研究所、水田農業研究所、畜産研究所、養豚研究所) 、内水面水産研究所、各総合支庁農業技術普及課産地研究室	2. 各試験研究機関への往査 ① 試験研究機関全般 ア 競争的資金等不正防止に関する規定の見直し 農業総合研究センターを含む10の試験研究機関が規定している「競争的資金等の不正使用防止等に関する要領」第19条及び別に定められた「競争的資金等内部監査実施基準」では、競争的資金を使用するすべての試験研究課題は、内部監査員を指名のうえ、当該内部監査員は対象となる事項について内部監査を実施することが求められているが、農業総合研究センターを含む10の試験研究機関は内部監査を実施していなかった。 ヒアリングによると当該内部監査の規定は、業務コストの観点から内部監査を実施していないとのことであったが、業務コストを踏まえ実施できないような規定を定めること自体が誤っており、規定に基づく内部監査を実施する又は運用が可能な形に要領等を改定されたい。	監査員となる職員の拡大や対面審査を書面審査に改めるなど、各所属において実施可能な運用形態となるよう、以下のとおり要領等を改正した。 農業総合研究センター（園芸農業研究所、水田農業研究所、畜産研究所、養豚研究所）では、令和6年4月1日付けで山形県農業総合研究センター競争的資金等内部監査実施基準等を一部改正した。 最上総合支庁農業技術普及課産地研究室では、令和6年4月1日付けで山形県最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室競争的資金等内部監査実施基準等を一部改正した。 置賜総合支庁農業技術普及課産地研究室では、令和7年4月1日付で山形県置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室競争的資金等内部監査実施基準等を一部改正した。 庄内総合支庁農業技術普及課産地研究室では、令和7年8月1日付で山形県庄内総合支庁産業経済

		部農業技術普及課産地研究室競争的資金等内部監査実施基準等を一部改正した。 内水面水産研究所では、令和7年4月1日付で山形県内水面水産研究所競争的資金等内部監査実施基準等を一部改正した。 また、村山総合支庁農業技術普及課産地研究室では、令和5年7月21日付で山形県村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室競争的資金等内部監査実施基準等を新たに制定した。
園芸農業研究所	2. 各試験研究機関への往査 ⑨ 園芸農業研究所 ア 生産物受払収入における価格設定の見直し 研究所で生じた副産物の内外への売却に伴い生じる収入について、園芸農業研究所生産物売払い事務取扱要領によれば、「売却する生産物の価格は、近隣小売店等の価格を参考に別途品質に応じた価格係数を乗じて所長が決定する。」と記載されている。一方で、スモモやアンデスメロン、スイカ等生産品の基準値について、近隣小売店ではなく、卸売市場の最安値を採用しているケースが散見された。そもそも、卸売価格は一般的に小売価格よりも低価であり、そのような卸売価格のさらに最安値を基準値とした場合、別途品質に応じた価格係数を乗じること考えると、必要以上に価格補正がかけられているといえる。また、平成17年度に実施された山形県包括外部監査の報告書においても同様に、単価算出の基本的な考えや係数の根拠等についての見直しについて指摘がなされており、指摘に対する対応が十分でないと考えられる。ついては、価格設定にあたっては、園芸農業研	副産物の売払いについて、それぞれの副産物について近隣小売店等のチラシ等を参考に価格調査を行い、園芸農業研究所生産物売払い事務取扱要領に即した価格設定に改めた。

	研究所生産物売払い事務取扱要領に即し、近隣小売店等の価格を参考に設定されたい。	
園芸農業研究所	2. 各試験研究機関への往査 ⑨ 園芸農業研究所 イ 毒劇物保管庫の鍵の管理不備 毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、当施設のほ場内に設置してある毒劇物保管庫の鍵について、果樹機械・資材格納庫の壁面にぶら下げて放置されている状態であり、職員であれば誰でも自由に持ち出し可能な状況となっている。 この点、毒劇物保管庫の鍵の管理については、園芸農業研究所における毒物及び劇物管理要領に定めがあるが、要領に反した運用となっている。 従って、毒劇物保管庫の鍵の管理については、鍵の保管責任者を明確にし、毒劇物使用目的以外の持出し牽制機能が働くような管理の仕組みを策定する必要がある。 また、当施設では保管室の鍵と保管庫の鍵が同一のキーホルダーにセットで保管されているが、不正使用等を容易になし得るリスク、同時に紛失してしまうリスク等を軽減するために、それぞれの鍵は別に管理することを検討されたい。	鍵の管理については、要領に則して使用簿により鍵の使用者を明確にするとともに、各部で定める取扱主任者が鍵の使用を管理するよう体制を構築した。また、鍵の保管場所については、ダイヤル式ロックのあるキーケースを導入し保管室の鍵を管理するとともに、保管庫の鍵については施錠できる別の場所で管理することとした。 令和7年2月にこれらについて所属の衛生委員会で点検を行い、適切に管理されていることを確認した。
水田農業研究所	2. 各試験研究機関への往査 ⑩ 水田農業研究所 エ 備品台帳への未登録 備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、ロビー配置で使用中の備品及び倉庫に保管されている農機具について備品登録がなされていなかった。この点、平成25年6月18日付け会計第213号「物品の管理事務について（通知）」によれば、備品現物と備品台帳の照合確認	全ての備品について棚卸を行い、ロビー配置の機器については、設置場所が旧種子保管庫としている機器であることが判明し、令和7年2月25日に、設置場所を正しく訂正した。 倉庫に保管されている農機具については、経緯やカタログ等の関係書類を収集・調査し、平成28年10月に導入した備品と判明したことから、令和7年4月1日に備品登録を行った。

	は毎年8月末日までに実施し、備品管理担当者は照合確認が完了した場合、その結果を照合確認結果により速やかに物品管理者に報告することとあり、当該通知に反している。備品登録の漏れは、盗難や紛失のリスクが生じることに加え、適切な備品使用の妨げとなる恐れが生じる。従って、会計事務の手引及び平成25年6月18日付け会計第213号「物品の管理事務について（通知）」に基づき、備品台帳管理を適切に実施されるよう是正されたい。	
畜産研究所	2. 各試験研究機関への往査 ⑪ 畜産研究所 エ 備品台帳への未登録 備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、11の備品について、備品標示票が貼り付けられているにも関わらず、備品台帳に計上されていなかった。 購入した備品は、備品番号の付与を通じて台帳管理されるが、備品標示票の貼付がなければ現物の確認ができない。また、備品標示票の貼付がなされていても備品台帳に登録漏れがあれば台帳管理から除外されてしまう。 以上より、会計事務の手引及び平成25年6月18日付け会計第213号「物品の管理事務について（通知）」に基づき、備品台帳管理を適切に実施されるよう是正されたい。	11の備品について状況確認をおこなない、うち10の備品については備品台帳に登録するとともに、適切に備品表示がなされていなかった備品について備品表示票が剥がれないよう工夫して貼付した。 また、微量高速冷却遠心機については使用に耐えないため不用品処分決議のうえ廃棄処分とし、令和7年3月31日までに対応を完了した。